

官版
疫毒預防說

全

文久二年壬戌十月撮譯

官版
疫毒預防說

洋書調所

疫毒預防説目次

疫毒預防説

コレラ病預防心法

コレラ病流行の歴由

コレラ病を治する藥

附コレラ經驗説

檢疫説

同

檢疫院の説

凡例

一 安政五戊午の秋コレラ病盛よ行われ之_レが爲よ死せる者江戸のみよて男女併せて二萬八千四百二十一人ありと云翌己未の歳又再翌庚申の歳も此病少_レづ_レ流行すれども漸く其數減して萬延元辛酉の歳よ絶て少も其病あきよ至れり然るよ今茲文久二壬戌の夏麻疹大よ行われ後再びコレラ病盛よ行われ今般も田野都會の差別あ_レく又高燥卑濕の地を選むす之_レを患る者多く特よ麻疹後の者よ於て甚_レく其死よ至る者先般の流行よ比すれ_レど其幾倍あるを知らず又之_レが爲よ

全家悉く死亡一嗣を絶一産を失ふ者擧げて算ふべ
 らず豈悲歎すつきの甚しき者な非ずや此に於て
 官之を愍み給ひ我輩をして西土諸書の中より凡此病
 關係する要件を撮譯せしむ我輩辱く其命を奉りて其
 流行を預防する用心の法の如きを先は鈔譯して聚珍
 版とあり世に公ありけり之を乞ふ者日多しと忽
 ち竭きざるを以て今又更に校正を加へ其外之を預防
 する方法より人々の心得置くべき諸件に至るまで諸
 書より數條を鈔譯し集て以て一篇の書ともありぬ
 コレラとも元來吐瀉病の義よしと近時流行する惡病

一
 世俗のコロリと稱する者を西土より亞細亞コレラと
 云是れ亞細亞地方より起れる霍亂と云の義あり張氏
 醫通は番沙内科新説は絞腸痧六合叢談は痧病と云も
 皆此病の事あり故に篇中只痧病と記するも亦此病の
 事よしと他病を指すはあらず又疫と云をレハント疫
 發黃熱コレラ病及び黒痘等總て傳染せる急劇病の總
 稱あれど或を處よりコレラ病を指して單に疫と云
 とも之あり讀む者宜しく混ざるべしとあり
 一
 此病の原因治法未だ詳ふらざれど又妙功藥と稱すべ
 き者あり故に西書中其藥方を出せる者甚だ少し但篇

末に擧ぐる一二方の如きを彼邦にて頗る驗を経る者あれば宜く信從して之を採用すべし

一 近時我邦の賣藥者流幾那鹽を専らコレラ病の妙功藥とを誇張すれども未だ西書中此の如き事を載するを見ず又之を用ひたる患者を親驗するに佳候を呈するを見ず却て苦悶を増加し死に至るを見るあり學者それ慎まざるべけんや

文久二年壬戌十月五日 洋書調所教授方 謹識

疫毒預防説

千八百五十六年荷蘭の醫師フロイ
ンコフス著せる衛生全書撮譯

當今一異種の病あり恐るべき荒亂をふすは因り衆人甚ど之を危懼す此病は於ても一種の傳染毒血中より生じ其毒感受し易き體に觸るれば其曾て生じたる人の體に發する症と全く同症を起し以て絶へず新に傳染をふすあり○是故に此病を人々陸續急速に相傳染し或は衆人一齊に相感染す是を以て此病の毒を患者の血中より生ずると恰も發酵の鋭烈液中に瀰蔓するの同一なるべしと考察せり○但し此傳染毒時として甚と揮發走竄し以て病人の呼吸及び蒸發氣より大氣中に傳送し夫より無病健全の人の吸氣に入り

更^ニ其體^ニ傳染する^ト疑を容る^ベくならず○史録中屢此の如き病の恐る^ベき荒亂をふすとを載せて毎次總稱して疫毒^トと云へり○方今^ニ於ても尚此の如き病屢流行する^トありて其症二般あり即^チ一^ニ熱地^ニ流行する^ト症^ニして之^レを發黃熱^トと名け一^ニ寒國^ニも亦流行する^ト症^ニして之^レを痧病^トと稱す○發黃熱^ニも夏日の熱度寒暖計を以て測る^ニも其中數七十五度の地より全く外^ニ出でず阿非利加及び西印度^ニも其最^ニ甚^ニき地方あり○痧病^ニも昔時亞細亞^ニ限れる病あり^一其本名を亞細亞霍亂^トと云も之^レは因^ル然ども此症近時^ニも西土及び他の温道諸地^ニも夥しく流行せり○右の二病共^ニも血中^ニも含める毒氣を以て各個の生器を虚衰せしむる^トを^レあ^レ特^ニは消食諸器を甚しく損害す○發黃熱^ニも於ても胃より半^ニを腐敗せる血を混^トする胆汁を吐出し痧病^ニも於ても胃及び諸腸の血一個の分泌機を起して其流動分^ニのみを上下^ニも泄出する^トを以て全體の血中^ニも復運輸すべ^クならざる稠厚の物質より留るとあき^ニも至れり

蓋^{シテ}傳染病^ニも其毒蔓延して靜定せる氣中^ニも蓄積する^トときも特^ニは其荒亂をふすと大ありとす○是を以て傳染病を預防する^トも新鮮の大氣を流通せしめて自在^ニも之^レを居室中^ニも

容れしむるより他は伎偏あることあり○常は大氣通暢する室内に在るときは患者の周圍一二歩の所に在るも傳染するに殆ど稀あり○發黃熱も多く卑濕の地は於て發する病あり寒冷の時も於て全く瀰蔓するに能はず而して此熱も痧病も不潔の氣ある所も甲處より乙處に漸く蔓延せり○是を以て身體衣服及び居室を清潔にし且大氣を常に流通せしむるの注意を常に此病を預防するの實の藥劑かり

注は曰居室を清楚し新鮮氣を流通せしむる法を恐怖すべき病既に目前に在る時のみ行ふを實に歎息すべし

然れども時として一瞬時の驚駭其既に久しく民間に行はしむるを要する良藥居室の清潔新鮮の流通を指すを始めて理解せしむるにあり

荷蘭は於ても痧病の流行を防ぐに身體衣服及び居室を淨潔にするに新鮮氣を交換するとの二法甚だ偉功あることを實に的切の例證を得たり○此病許多の都邑に於て必ず人家比々密接する處に起れり然るに少く意を用いて護身の法則を行はしむるときは其運行著しく減却せり○其諸般の例證の如きを井ノドゲンスヤウレヒヤウ政官の第二院に於ての著述せる各地健全論と題せる有名なる書中に詳ふ

り又其實を宜く荷蘭醫家七值日刊紙を參看すべし
飲食を適度より身體を淨潔より且無病の人を大抵此恐る
べき惡病者の側に至るも妨げあり但其人直は病人の口よ
り其毒氣を吸入し或も傳染せる蒸氣を含蓄せる室内に入
る時の如きを自ら別ありとす○此惡病者の側は居るも甚
と宜くらざる事あれども實驗は據るは無病健全の人身體
を清潔より飲食を適度とするときを全く痧病の惡病ある
毒は感ずるを防ぎとす

今上件を總括して考定するときは自ら身體諸部及び其機
關を考究して左の法則の無病健全を保つは要須あるを知

るべし

食味も單純あるべし

銳烈飲料酒類を廢すべし

常に新鮮氣を吸入すべし

日々大氣中は運動すべし

冷水若くも微温湯を以て全身を洗淨するに數回あるべし

適宜は筋骨を勞すべし

已が力に應ずる諸件は精神を用ゐて懈怠ありとすべし

一晝一夜中太約四時の間寢息すべし

身體熱し且勞倦するときは俄漸共し冷又濕を避くべし
看よ右の諸件も各人之を行ふを要し又習慣し易き事とあ
るを

杉田玄端謹譯

コレラ病預防心法 千八百五十五年版レカツトカ
ルムル第十卷二十四葉又出づ

腸中異常な緩縦下痢する意ありなるを覺ゆるときは速に醫家
至り脛を乞ふべし是此の如き事よりしてコレラ病とある
ことあるを以てあり又醫家の命おけれど鹽劑及び其他の劇
薬を用ふるにあらざるべし又麦酒葡萄酒若くは強烈の飲液
を多く用ふるに勿れ誤用するときは此病を起すことあるべ
し又腐敗せる肉腐敗未熟の果物陳腐の魚菜を食ふに勿れ
又斷食するに久しうるべし又甚しく
又甚しく勞倦するに久しうるべし又甚しく熱より急に寒に移るにあらざるべし又濕
りたる衣を久服すべし又體を清潔にし且務めて足を

温保すべし又室を清楚し且白色をふすべし務めて窓を開張し不潔の物あらむ速之を去るべし又有害の臭氣を避くる適當の藥劑を用ふべし又住宅の近傍は糞壤其他不潔の汚積あり又汚臭の水嫌惡の氣若くも有害の諸物あらむ速之を除却すべき權ある其地の長官之を訴ふべし

杉田玄端謹譯

コレラ病流行の歴由 千八百五十三年版レクタトカール第八卷八十一葉に出づ

近時殆ど歐羅巴全洲を荒亂せし傳染病の再流行も自然に新に當時の用心を起すに至れり千八百二十年は始めて痧病を發するを印度に於けるが如し此病も印度より起りて裏海黒海の間にある波斯灣を過き俄羅斯に到りて全歐羅巴洲を一周し千八百二十七年慕尼克及び其近傍にて始めて消滅するに至れり今其再流行も如何ある事を生すべきや預め知るべからず然れども千八百三十年の同日は没斯科に到りしことを我輩粗之を知れり孟加拉も年々多少流行するを以て此病の本地に屬す此地にては千八百四十五年春

分の頃一時痧病蔓延して最兇暴の性を顯せりバロニの祭禮も例年其參詣する者夥しきは當年全く廢するに至るも其明證とあるべし但、其道路諸處は死人多し原野は在るものも狗及び蟻の食餌とあれり又千八百四十六年の夏は於ても此病阿富汗アフガニスタン亞喇伯アラビア波斯ペルシア亞爾美尼亞アルメニア美索不迷亞メソポタミア亞細亞アジア小亞細亞小アジアは流行し其後印度大陸の諸地更は南部ある錫蘭島は流行せり其證何れの地は行もるも皆惡性にして阿富汗のモラツシよても二萬五千人の居民其半をを失しバグダットよ於てもリマサンの祭禮の節暫時間は七千人を失せり又佛哈刺威聊ボハカラウイラウ及び波斯より默加モカの方よ到る

參詣の侶約するは六萬人全く死するに至りコレは病右の如き告知ありて後を暫時其蔓延の勢を止めて千八百四十七年の第五月得勒チリリスよ於て稍甚しく現れ終は歐羅巴俄羅斯オロス没斯科モスコよまで蔓延するに至り而して千八百二十九年及び千八百三十年よ於けるが如く兩地界即俄倫堡鎮オレンブルグの西界と裏海の西岸とを超へて窩瓦河ヴォルガよ沿ひ行けども北北西よ至るとあく却て時々岐路よ走り又其蔓延至て徐々あれども往時の如く河邊よ進むと多く以て特は河邊の地を荒亂せり但、高燥の地を印度よても猶歐土の如く或は全く之を免れ或は流行するも甚しきとあり又此病の流行以來

其發源用藥及び其傳染の有無に就き種々の説起ると固より論あり其傳染の如きを特に俄羅斯に於て其實験あるとを證せり蓋此病の蔓延を大氣中に傳染毒を含有するに歸すること切實ありと云説あるを以て醫家は在て之を防ぐが爲め衛護の兵隊を設くべきや又を檢疫院を建てべきやの疑問を解くこと甚ど難いとす但政府にて大切と一行ふべきもコレラ病將に流行し來らんとするときは衆人は適當の攝生法を行はしめて其傳染の一分を減し又貧民にも最急速に醫療を加ふるを得せしむるに在りコレラ病はと特異の妙藥あり是を以て其妙藥を要求せんとするの惑

とることも此病も亦他の諸病の如く其症種々ありて又他病と合併するところを知る者も頗る明白あるべし是故に此病起るときは其症狀を拘ららず總て賣藥者流に任ずることなく最初より直に良醫の救治を乞ふことを命ずべし

杉田玄端謹譯

コレラ病を治する薬

千八百五十六年版
ムル第十一卷四十九丸葉又出づ

得_レ勤_レ於_レてコレラ病流行の時用_レて良功あり_レ水劑を左
方の如_ク

硝石

龍腦

強水

白ラフタ

白色_ノく_ニ香氣
あり_ニ土油を云

硝石

赤胡椒

右六味醋_ニ焼酒を加_ヘる者の中_ニ入れ混合_シ日輝若_ク
も温處_ニ浸出_シ滴_ク用_フ

又此病_ニ少_ク罹_ルるを驗する者_ニも一塊の冰糖上_ニ薄荷
油六滴より十滴_ニ至_ルるを用_カて預防する_{コト}を得_ルり但_レ病
者_ニも卧蓐若_クも室内_ニ在_テ攝生を嚴_ムふ_ニ飲料を減_ズる_{コト}を

要す一

水もコレラの妙薬ある事同書第四卷五葉に出づ

荷蘭領印度に於てもコレラは水を試用し大に利益を得たり其法も患者を水に浸せる絨被を以て嚴しく巻纏するのみ此の如くするときは患者の頻に飲服する氷水にて蒸發氣を催すに甚し濕絨を以て嚴しく巻纏し且冷水を飲むに二三回あるときは患者復危篤を免るべし

カンスタト著す所の治療書第一冊四百九十三葉コレラ病編の注に曰く

コレラ病流行の時を宜く人々阿片少量の甘草と大黃を加

ふる者及び吐根を貯ふべし又所謂コレラドローベル一は俄羅斯液と名くる方を先一回下痢せる者を用いて甚ど適當せり其方

纈草丁幾劑十六錢 吐根酒八錢 含電阿芙蓉液三分三厘

薄荷油五滴

右混和し一小時若くも二小時毎に二十滴より二十五滴に至る

杉田玄端謹譯

附

コレラ經驗說并治法

コレラも地氣中と混ざる一種の瘴毒よしと未其質の何物たるを知るよしありと雖も其人を犯すと先づ呼吸と隨て入り血中と混じり就裡後腦と脊髓の上部を毒するあらんや洋人コレラの病屍を解剖するに惟後腦脊髓漲溢の血痕あるを視ると云へり夫内臟滋養の器殊に腸胃の機能を主宰するに迷走神經と脊髓より發する感傳神經と在り故にコレラも胃腸の機能異常に亢盛し吐瀉して淡水を漏すと甚しきを以て血中の水分夥しく耗失し表部

の細管其力を失ひ血液専ら内部に灌漑するが故に四肢
身體厥冷して表皮弾力を失ひ腕脚皺裂を生じ指を撮
て之を放てども尚其故を復すと無に至る其甚き者
も手足の静脈梢に血鬱滞し蒼色を現する者あり所謂レ
アノチセコレラ是あり其流行する時は當て人皆此患
に犯されざる者あり唯發因を得
て輒真証を發するあり其感
して病さる者は是を假証と云

〔療法〕從來諸家の論說する所紛々一定するにあらずと雖も
多くは衝動鎮痙麻酔等の方を施す外に出でず余崎陽は
在て朋百カンベに從學する時之に處するに左の方を以てす

方

第一號

カイン子

ラウダニム

ホフマン液

第二號散

龍腦

麝香

同水藥

礮沙精

第三號

吐根

モルヒネ

龍腦

當時長崎鎮臺岡部駿河守民人の夭折を憐み余に托して
其治を施さしめ徧く部下に令して治を請はむ是に於て
子弟相謀り西奔東走七八月中治を施すと大凡一千八百
餘人流行既歇に及で屬吏をして其籍を聞せしめ之を方
函と校ふるに第一號を用いて治する者其數の半に出で
ず第三號これに次ぎ第二號を效ある者あるも腦肺等の

證を遺し終に不治に陥る者多し龍巖を腦を害し砂精を肺を傷ふ初に
 名イニ子を投じ次でラウダを與ふる者就中效あり若初
 じラウダモルセ子等を將て少く效を得る者次で名イニ
 子を用ふれども更に效あるを見ず吐下止て命脉絶す朋
 百曰余がラウダを用ゆるに吐瀉して多く其養液を失ふ
 を懼れ已むを得ず去れを行ふ敢て主藥とあす非ず
 と云つり次年十一月和蘭にても此病亦大に流行せるを
 以て彼諸大家皆朋百の法に依て名イニ子を用ふ大に
 其功を得たり然れども阿芙蓉を棄て用ふるとよく却て
 書を以て朋百を誥れり余是を以て其麻酔藥の用ふべし

らざるを斷決せり○外治を浴法按摩芥子泥テレピン油
 カヤフーテ油の如き皆各多少の效あり就裡全身熱浴の
 如きを體中偏所至らざる所よく熱を以て表神を鼓舞し
 温蒸を以て克く行血を促し其他垢臟を去り氣孔を開く
 等其功諸藥の決して及さる所よし其效驗能く内服の
 名イニ子に優り故に今歲文久二年壬戌の流行よを余惟にイ
 ニ子と全身浴を以て去れを治せり其法

先浴湯を造り患証の程限を擇むず偏身を浴湯中に没
 し粗布を以腕手背胸を摩するに十二秒時更に硫酸に
 イニ子四十水一稀硫酸を以て溶化し浴中に在て

頓服せしめ次で浴を出しぬ拭乾し褥中よ温保し頻よ冷水少許を以て唇舌を濕きしめ温沙囊を以て脚部と温め次で我一時半を経て後名イニ子六爪を丸しふし頓服せしむ

○名イニ子も其功殊よ脊髄後腦よ達し其緩怠せる機能を鞭撻するが故は初量二十爪よて眩暈耳鳴を發する者多し是即其功を奏する一佳徴あり然れども其苦味甚しきが故よ患者これを服して吐出するに多し故よ浴湯中よ在て之を服さしむれど多くを克く堪へ服す此蓋浴湯よて胃腑の痙攣を鎮靜するが故よ因るありしむ若尚吐

して止まざる者も只管強ておれを與へ終よ服し得るよ至らしむべし○コレラも萬病中血中の水を耗失するに最多きが故よ冷水を以て口舌を濕すを殊よ良とす○或云名イニ子を獨卑溼沼泥の地よ在ても即佳あり乾燥の地の如きを必しも之を要せずと云へり然れどもコレラ土風よ因て其病性を同せず其患症を異よせざる則可あり然ざれど豈地の卑高を以て其性功を異よする理あらんや

松本良順手記

醫官松本良順奉 幕命從蘭醫朋百學醫科諸門頗通

頓服せしめ次で浴を出しぬ拭乾し褥中よ温保し頓よ
冷水少許を以て唇舌を濕きしぬ温沙囊を以て脚部と
温め次で我一時半を経て後名イニ子六爪を丸とふし
頓服せしむ

○名イニ子も其功殊よ脊髄後腦よ達し其緩怠せる機能
を鞭撻するが故よ初量二十爪よて眩暈耳鳴を發する者
多し是即其功を奏する一佳徴あり然れども其苦味甚し
きが故よ患者これを服して吐出する事多し故よ浴湯中
よ在て之を服さしむれど多くを克く堪へ服す此蓋浴湯
よて胃腑の痙攣を鎮靜するが故よ因るあふべし若尚吐

して止まざる者も只管強ておれを與へ終る服し得るよ
至らしむべし○コレラも萬病中血中の水を耗失する事
最多きが故よ冷水を以て口舌を濕すを殊よ良とす○或
云名イニ子も獨卑溼沼泥の地よ在ても即佳あり乾燥の
地の如きを必しも之を要せずと云へり然れどもコレラ
土風よ因て其病性を同せず其患症を異よせむ則可あり
然ざれど豈地の卑高を以て其性功を異よする理あらん
や

松本良順手記

醫官松本良順奉

幕命從蘭醫朋百學醫科諸門頗通

殊に其法制を知らざる異域に於ても一時已が輩を他國人
とるを以て或も宥恕あるべきを思ふとあるとも決して是
法を忘るゝと勿るべし。○或地方にては法則を犯す者あれ
ば多分の罰金を要し船及び載貨を没入し殆ど死の罰若く
も死罪に處する事あるを常に服膺して忘るゝ勿るべし。○
方今尚世に行はるゝ千八百零五年一月十日の公令○第
二、三及び四章千八百十九年十一月十九日王家の議定第
四十七號預防法の條并に千八百二十七年第五月二十一日
哥羅凝掩州の選官に告る令文を參考すべし。

故に諸指揮官を放恣或も輕浮ある事あり嚴に預防法を守
るべし入港すべき地にて妨障せらるゝ事無らん為に諸出
帆する地より健康の送狀を携へ出るを宜しとす
然れども入港する地にて健康の送狀を出すを一二日
遲滞し出帆せんとすれども之を請取らざる時を忍でこれ
を待べし何とあれども此時宥恕を受け又も辨説するを得ざ
れどもあり

他國に入ても入港の免許を得且健康送狀の法に背らざる
事を領承せられざれば此の事件ありとも決して直上
陸する事ありべし
上云ふ千八百零五年一月十日の公令○第十八章に據

れど下よ記する諸物品を傳染を致し又蔓延せしむる者とす

一 諸木綿利諾布^{リノブ}毛布羅紗及び他の織物類

二 諸工製し或も工製せざる毛糸麻苧駱駝毛兔及び他の毛類

三 諸工製し或も工製せざる蠶糸總て蠶糸よて製造せる諸品皆之よ屬す

四 諸皮類

五 諸帆布及びテールを塗らざる網

六 諸皮革毛刷毛席蠟燭

七 コセニルレ 猩々緋を染る虫の名 長くして且多く毛ある諸生獸

羽ある鳥羽毛鐵筆紙書冊

八 傳染病ある地方若くは疑しき國より輸し來る諸貨幣

又同上公文第十九章に據れど下よ記する諸物品を傳染病を致す事あり又之を蔓延せしむる事ありのよしす

一 諸飲料食料鹽藏若くは烟肉及び魚新鮮乾燥せる果實
例するに蒲桃栗無花果乾蒲桃小乾蒲桃圓豆長豆諸類
加加阿叔固刺的枸櫞香橙橙^キラカオ實酥^コ加菲骨喜茶
米大麥諸穀類酒火酒^ム酒精亞刺幾^天酒蒸餾諸水蒸

更季頁方乞

餉諸液蜜麤糖精糖

二 諸乾藥香竄品所謂コロイトニールスワーレン品芳香例

するよ扁桃桂格墨シ因府利泊ハ芙蓉蘭胡椒李の類

三 諸木皮木根醫用又供する物品

四 硝子罍上製罍或も桶又貯へる諸油諸液

五 諸漆料膠類

六 諸鹽類

七 諸灰剥ゴット篤亞斯

八 諸木材即ナフラレリ木料柘植木坎カ百設木等

九 鯨鬚鯨鬣象牙

十 諸製造せる羊角

十一 諸金屬及び半金屬礦屬但疑もしき國若くも傳染病あ

る地方より輸來しる貨幣之を除く

十二 諸鑽石及び他の精巧ある儀石即陶器硝子器土器の類

十三 諸粉末諸テール蠟硫黃石鹼煤類

十四 諸獸脂猪脂羊脂類

十五 諸捲煙管煙

又同書第二十章より前章第十九章又記せざる諸物品を未詳

あらされど傳染を輸す物品ありと思ふべし

坪井信良謹譯

檢疫說

千八百四十六年版イ、ハン、エイ、キ、著アルゲ、メ、イン、エ
ー、テン、シ、カ、ペ、レイ、キ、ヲ、ール、デン、ダ、ク、第三卷四百六

十六葉
又出づ

キアラシタイ子とモ凡流行病あらんと疑へる國地より來
れる船舶及び旅客を用心の爲め其地と交通せしめず別
之が爲に建築せる館に趣き居らむる時限をいふ此時限
中モ貨物及び書簡も烟を以て之を薰すレハント或モ阿非
利加地方より來れる船も特之を行ふ

千八百二十五年版紐氏韻府
第五卷五百九十四葉又出づ

キアラシタイ子とモ流行病ある地より來れる旅客其病を
發すると無きやを驗せんが爲に一病院中に入れ衆人と離

別せしむると四十日と定むる時限を云あり

千八百三十八年版紐氏韻府附
録第五卷三百二十三葉又出づ

キアラランタイ子○荷蘭のキアラランタイ子の場所を井ーリ
ンゲン及びデチインゲメーテンあり此場所を千八百三十
一年及び千八百三十二年の兩年間亞細亞霍亂荷蘭の海岸
に近寄り一頃専ら之が用をふせり其建築の規制頗る整ひ
て遺憾とあすと甚ど少一此一時外國人を鎖閉するの制度
を荷蘭に在て交易を妨げ且夥しく失費をふすと甚しく
一此費用を猶他の諸國の如く政府より之を清算すべきを
希つり是衆人の爲あるを以てあれとも金庫を之が為に定

額外の失費を受けしり

方今文明の諸國を勿論土耳其すらキアラランタイ子建設の
要需たるを知れり是を以て君士但丁^{土國}より千八百三十
八年第八月六日又出せる報文は左の如く明白に記載せり
外國事務宰相^{ミスター}ハ^バ札^バより同年第七月一日と日附
しつる覺書を外國の公使に渡せり曰く

キアラランタイ子を一決して取用かりより遂に之に相應せ
る場所^{病院}の建設を要とするに至り又アレキサンドリ
ー及び叙里亞^{叙里亞}に疫毒流行すといふ報文を得たるに因り止
む事を得ず地中海より來れる船舶を最精細に検査するに

とありしり

此目的を達せんが爲め政府は於ても他太尼里タニリよキアラキアラン
タイ子の場所を設け此地は總裁官醫官其他此場は入用ふ
る人々を置けり總裁官も己が取計を以て既は船舶の出帆
に來れる地の養生及び病人取扱ひの諸法を新は變革して
版本を澤山は造り出せり

土耳其船よても或も外國船よても指揮官も其總裁官より
其版本一葉を受取るべし其乗組の者を多島海及び亞細亞
并はロマニアの海岸は送るべし

諸國の領事官副領事共は此法則を遵用するの扶助をなす

頼みを受けしり

今其版本の旨意を茲は述んとす

第一條 船は他太尼里海に到着するときは健固送狀を差
出すべし

第二條 埃及叙里亞若くは地中海の疫毒流行する地より
來る船は必ず土耳其領の埠に於てモアラモアランタイ子の改
を受くべし

第三條 右の地方より出たる船は其中は疫毒の患者
を乗せしる者も其病者回復するも又も死するに至るまで
これを停め置き之は關られる醫者より最近日の病者回復

一又と死せりといふ日を始としてモアラランタイ子と算入すべし

第四條 健固送状を以て船中病氣よて一人死せりと告る者を十日のモアラランタイ子を行ふべし

第五條 一地方より出帆の節其地は疫毒流行しと有りしが旅中一人も船中して死せる者ふき船を七日のモアラランタイ子と屬し且到着の日も七日の内は入れ算すべし

第六條 船出帆の時疫毒の流行おく又旅中一人も病者ふしといふといへども疑をくき地方より來れる船を五日のモアラランタイ子と屬すべし

第七條 停められざる船を風の都合より加利城ガリポリ又モ君士但丁ジズタントの碇泊處よてモアラランタイ子と屬すべし然れども總て着船の節これより為し命を受けざる人を船中よ入るべし

第八條 モアラランタイ子を行ふ間船中よて疫毒を發するとあらむ其病者を程能く手當を以て陸よ揚げ天幕テント若くも其他これよ適する場所よ送るべし

第九條 右の法則よ費せる賃銀を當今歐羅巴よて取極する目錄よ從て船より之を拂ふべし

千八百四十三年版荷蘭ハンドブック
セイン第二卷九百九十八葉よ出づ

モアランタイ子^カランタイ子^佛語モアランタイ子^インリ
クナングとて其地^ニ到着せる人々モモアランタイ子を設
たる國地^ニ入れて危難あらざるを決するまでの間居留せ
しむる館第を云あり○此館モ總て人身及び品物^ニ觸れむ
傳染すべき病を防んが為め^ニ設置せり○此法モ東方の疫
毒^ニ於て明證あり^一が故^ニ土耳其の諸港及び境界^ニ接近
せる國地^ニも之^ヲを設置して歐羅巴の爲^ニ大^ニ利を得たり
蓋^シ其地^ニて之^ヲを設ると宜^ニ適ひ且^ニこれを守ると頗る嚴ふ
る^ニ因り○此法^ヲを分て海陸の二般とあすべ^一其陸
の者モ兩國の交通を嚴^ニ禁^ト且^ニ其境界^ニ兵士の警衛を

置き及び嚴法を立て以て之^ヲを防ぐあり○今此館をも兩國
互^ニ相接せざるの處^ニ建て其人の如きも傳染毒を免れ
國地^ニ入るも危害おきと疑ふべ^一らざる^ニ至るまで之^ヲ
逗留すると長短の差別あり○然れども此館の爲^ニ第一^ニ
注意すべきも其館内^ニ住する者をして容易^ニ病傳染する
を得べ^一らざら^一むる^ニ在り是故^ニ其館を分て健全の者
疑^ムしき者既^ニ傳染せる者を居留せ^しむる三部とおすを
要^ス且^ニ防護する爲の國地^ニ一切交通を斷絶するを要す又
品物も其毒を受くると受けざる^ト拘^ムらず之^ヲを包荷と
して直^ニ病者より隔たる處^ニ送り既^ニ毒を受くると雖も

之を除くべきを得るものもキアランタイ子よて其傳染毒
を除去し又除去すべからざる品物を之を積戻すも或は焼
捨べし○又海のキアランタイ子よも右の如き法則を立つ
べし又船くも曾て定め置きし一港よ遣し番船遠見番所
及び海岸の臺場よて其船の他地と交通するを誡むべし○
入津の前よも必ず船より健固送狀を官吏よ示すを要し
其中よ載する所よ從て或を全く入津を許さず或を許すべ
し然れども嚴しき箇條よ從ふべき者も一切交通を禁じ或
も固有の海キアランタイ子よ送るべし此よ於て行ふ諸件
よ至ても陸キアランタイ子よ説く所と全く同ト○其他キ

アランタイ子よすべて之を行ふも益あき病よを用ふべし
らず是此法許多の失費あるを免れれず又貿易工業の妨げ
とあるも大あるを以てあり

キアランタイ子の失費○キアランタイ子よ逗留すれば船
及び積荷よ多少の大ある失費を受くるあり○淺く考ふる
ときも船く其積荷を清淨よし又風入するよ因り賃銀を費
すべく見ゆれども實も然らず○蓋キアランタイ子の失費
も常者と非常者よ之を區別せり常者よも一船一旅中譬
へど地中海よりの旅中必ず定規とすべき者をいふ是を以
て航海家と預めこれを見込し其荷物を積込む節その割合

を取らば、此貨銀も航海の常費として船に必ずこれを出すと定めたり又其非常者を船に若流行病ある地或も夫と疑ふべき地より來れる時出すを要するの失費あり此失費も常者より之を出す間日久しく貨銀も亦大あらざるを免れず此法も諸國の法則と風習とに從て船積荷及び運賃も割り付て大損とあるべし

杉田玄端謹譯

檢疫院の説

千八百四十三年版ア、マレヌヘエイム
の著せるハンテルス、マガセイエン撮譯

凡そ檢疫院の趣意を先づ他國は惡き疫病流行して其人民より我國民は傳染し普く國中は行渡り多くの人命を害するを防んが為め宜き地を選び檢疫の制を設るあり是故に他國と盛な交通貿易をなす國を必ず此制を設置けり此制も其船より來る者を上陸せしめず又此方より其船中へ行くにあく又其荷物をも陸へ揚しめず但此日限をクワラシタイ子と言ふクワラシタイ子を四十日の義あり往古も此院中に入るべき日限を凡四十日と定めしは因り此名目あり然れども當今も其模様は從て日限を取定めしり

能とざる物をこれを其儘焼捨つべし

歐羅巴[○]於ては馬塞里^{佛蘭西の邑}の檢疫院を最大一と為せり

○其法則も他港より來る船の中味もレント及び巴巴黎亞より來るもの若健全の書狀を携へざれば絶て港内に入らざるを許さず又其書狀中も述ぶ事柄の相違なき證據も其船の出帆せし港に在留する公使或も船役人の記せる姓名書を差出さしむ○又書狀の様子も據て其船をポムメ^名といふ島^{馬塞里近傍}の港へ入らしめ此所にて之を吟味し夫より彼馬塞里の檢疫院に入らしむる日限を取定む尤兩國の人民互に交通するを許さず○總て其船役人の携來る

書類等も能くこれを薰し酢を注ぎて之を差出さしむ○積來る荷物の品柄も因て檢疫院に入るべき日限も長短有り其故も荷物の多少有れどもあり○入津する船旅中もて煩ふ者あらざる委し其病症を吟味す○檢疫院に入るべき日限等定められども其船をして大畧定めたる場所も碇泊せしめ又入港する船あれども速に番船を出し他所へ通行するを禁し船中入用の品物を別の小舟にて長き棒を以てこれを請取らしめ又船中乗組の者も毎日其健全あることを我方へ告げ知らしむ○船中も居ることを欲せざる旅客も先づ彼ポムメ名島の院中に入置けり其島も此院を大小二個所

疫毒預防論
は別ち健全あるりのを大院に入れ煩ふ者を小院に入ら
む但此周圍は高さ二十五尺の土塼を造り断へず番人を
て其周を見廻らしめり○又更其大院中を別て二個所
とし壯衰の容體より狭き室中は居らしめ夜分を其戸を
閉ぢ白晝を開きて番人を置き此所へ其病院にて試験せら
る船は乗組せる旅客を時として來るを差許せり○船
中にて疫病の萌ある者も速に小院に入らしめ醫師格子を
隔て其容體を窺ひ果して疫症あれば番人より之を
接するにあく藥劑其外飲食の類も長き棒にて與へり○
若煩ふ者死する時其死骸を鐵製の鈎竿にて車に載せ綱

を付け之を引出し深き穴中へ埋め其上を石灰にて覆い少
くも二十年の星霜を過ぎざれば必ず之を開くとあり○其
煩ふ者の室内に在る諸品物を悉く焼捨て酢を以て其跡を
洗ひ清浄にして空氣をよく通らしむ假令煩ふ者本復する
とも病症僅くても存すれど之を健全の者として取扱ふと
あり○總て病人を運送する船を断て此所へ入るを許さず
尤馬塞里の如く之を許すものを其禁法を嚴くするを肝要
とす可し

子安鐵五郎謹譯

78
6971

發閱目錄

舶來蕃書類

官版原書類

同翻譯書類

老皂館

東都豎川三之橋

萬屋兵四郎

番場藏書

子